

第一五回

参第六号

海岸保全法（案）

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 海岸保全区域（第四条 第九条）

第三章 海岸保全施設（第十条 第二十五条）

第四章 雑則（第二十六条 第三十一条）

第五章 罰則（第三十二条 第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高潮、強風、浸しよぐ、漂砂又は地盤の沈下に因る災害から海岸（政令で定める湖沼の沿岸を含む。以下同じ。）を防護し、もつて国土を保全し、公共の利益を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「海岸保全区域」とは、第四条第一項又は第五条第一項の規定による指定のあつた区域をいう。

2 この法律において「海岸保全施設」とは、海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁その他海若しくは湖沼の水若しくは漂砂を防ぎよし、又は浸しよぐを防止するための施設をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条又は漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条若しくは第四十条に規定する施設で港湾又は漁港の機能に直接関係のあるものを除くものとする。

3 この法律において「海岸管理者」とは、この法律に基き海岸保全区域を管理すべき責任を有する地方公共団体をいう。

（海岸保全の責任）

第三条 地方公共団体は、この法律の定めるところにより、海岸につき、その保全上必要があるときは、一定行為の制限、海岸保全施設の設置その他の管理をしなければならない。

第二章 海岸保全区域

（指定）

第四条 市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、海岸保全区域を指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定により指定をしようとするときは、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の議会の議決を経なければならない。

3 当該市町村は、第一項の規定による指定に係る海岸保全区域を管理しなければならない。

い。

- 4 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、市町村長に対し、第一項の規定による指定をすることを勧告することができる。
- 5 市町村長は、第一項の規定により海岸保全区域を指定したときは、図面を添えてその区域を公告するとともに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 第一項の規定による指定は、海岸保全上一体として管理するために必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線からそれぞれ五十メートルをこえてしてはならない。但し、地形、地物、地質、潮位、潮流等の状況によつてやむを得ないときは、それぞれ五十メートルをこえて指定することができる。
- 7 前六項の規定は、第一項の規定による指定の変更について、第二項、第四項及び第五項の規定は、その指定の解除について準用する。

第五条 都道府県知事は、左の各号の一に該当する場合において、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、海岸保全区域を指定することができる。

- 一 海岸保全の利害関係が二以上の市町村の区域にわたるとき。
- 二 海岸保全施設に関する工事を当該市町村において施行することが財政上又は技術上著しく困難であるとき。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聞き、且つ、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 3 当該都道府県は、第一項の規定による指定に係る海岸保全区域を管理しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項各号の一に該当する場合において、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、同項の規定による指定をすることを勧告することができる。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により海岸保全区域を指定したときは、図面を添えてその区域を公告するとともに、これを主務大臣に報告しなければならない。
- 6 前条第六項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。
- 7 第一項の規定により都道府県知事が海岸保全区域の指定をしたときは、当該区域に係る前条第一項の規定による市町村長の海岸保全区域の指定は、その効力を失う。
- 8 前七項の規定は、第一項の規定による指定の変更について、第二項、第四項及び第五項の規定は、その指定の解除について準用する。

(指定についての協議)

第六条 市町村長又は都道府県知事は、第四条第一項若しくは前条第一項の規定による指定をし、又はこれを変更しようとする場合において、その指定又は指定の変更により海岸保全区域となるべき区域内に、港湾法第二条に規定する港湾区域又は同法第五十六条に規定する水域があるときは当該港湾管理者又は当該水域を管理する都道府県知事に、

漁港法第五条に規定する漁港の区域があるときは当該漁港管理者に、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十四条に規定する保護水面があるときは当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣に、河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川又は同法第五条の規定により同法が準用される水流、水面若しくは河川（以下これらを「河川」と総称する。）があるときは当該河川を管理する地方行政庁又は主務大臣に、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱区があるときは当該鉱区の所在地を管轄する通商産業局長に、製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する製塩施設があるときは日本専売公社にあらかじめ協議しなければならない。

（海洋保全区域内における制限）

第七条 海岸保全区域内において左の各号の一に該当する行為をしようとする者は、条例の定めるところにより、海岸管理者の長の許可を受けなければならない。

一 当該海岸管理者の維持管理に係る海岸保全施設又は国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五条に規定する公共物である土地の占用

二 海岸保全施設以外の工作物の新築、改築、増築又は移転

三 土砂の採取

四 その他海岸の保全に影響を及ぼす虞のある行為で条例で定めるもの

2 国、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。）が前項の行為をしようとするときは、あらかじめ海岸管理者の長に協議することをもつて足り、同項の規定による許可を受けることを要しない。

3 海岸管理者の長は、第一項の規定により許可を求められた場合において、その行為が海岸保全上その他公益上支障がないと認めるときは、その許可をしなければならない。

4 第一項の許可は、有効期間を限り、又は海岸保全上その他公益上必要なその他の条件をつけてすることができる。

5 海岸管理者は、条例の定めるところにより、第一項の規定により海岸保全施設若しくは土地の占用又は同項第一号に規定する土地若しくは公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条に規定する公有水面における土砂の採取の許可を受けた者から占用料又は採取料を徴収することができる。但し、その許可を受けた者が水害予防組合（水害予防組合連合を含む。）又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）であるときは、この限りでない。

6 前項の占用料又は採取料は、当該海岸管理者に帰属する。

（損失補償）

第八条 海岸管理者は、前条第一項の許可を受けることができなかつたことに因り損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による補償金額は、海岸管理者の長が決定する。

3 前項の規定による決定に係る補償金額について不服のある者は、その決定の通知を受

けた日から三十日以内に、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に規定する収用委員会（以下「収用委員会」という。）に対し、同法第九十四条の例により裁決を求めることができる。

4 前項の裁決に係る補償金額について不服のある者は、その裁決の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

5 前項の訴においては、海岸管理者を被告とする。

（監督処分及び損失補償）

第九条 海岸管理者の長は、左の各号の一に該当する者に対して、第七条第一項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は同項の行為の中止、同項の工作物の改築、移転若しくは除却、同項の行為に因り生ずべき海岸保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

一 第七条第一項の規定に違反した者

二 第七条第一項の許可につけた条件に違反した者

三 詐偽その他の不正な手段により第七条第一項の許可を受けた者

2 海岸管理者の長は、左の各号の一に該当する場合においては、第七条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する措置を命ずることができる。

一 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二 前号に掲げる場合を除き、海岸の保全上著しい支障が生じたとき。

三 海岸保全上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 海岸管理者の長は、前二項の規定により処分をし、又は措置を命じようとするときは、あらかじめ当該処分又は命令に係る者について聴聞を行わなければならない。但し、海岸の保全上緊急やむを得ないときは、この限りでない。

4 海岸管理者は、第二項の規定による処分又は命令に因り損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

6 海岸管理者は、第四項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令に因るものであるときは、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。

7 海岸管理者の長は、第二項各号の一に該当する場合においては、第七条第二項に規定する者に対し、その旨を通知し、第二項に規定する措置をすることを要請しなければならない。

第三章 海岸保全施設

（海岸管理者の施行する工事）

第十条 海岸管理者は、その管理する海岸保全区域内において海岸保全施設の新築、改築又は増築（以下「築造」という。）をしようとする場合においては、当該海岸管理者が

都道府県であるときは主務大臣に、市町村であるときは都道府県知事に、あらかじめ当該築造に関する計画を報告しなければならない。その計画を変更しようとするときも、同様とする。

(工事についての承認及び協議)

第十一条 海岸管理者以外の者が海岸保全施設を築造しようとするときは、海岸管理者の長の承認を受けなければならない。

2 第七条第二項に規定する者が海岸保全施設を築造しようとするときは、海岸管理者の長と協議することをもつて足り、前項の承認を受けることを要しない。

3 海岸管理者の長は、第一項の規定により承認を求められた場合において、その築造に関する計画が第十三条及びこれに基く政令の規定に適合し、且つ、公益に反する虞がないと認めるときは、その承認をしなければならない。

4 第一項の承認は、海岸保全上その他公益上必要な条件をつけてすることができる。

5 海岸管理者の長は、第一項の承認をし、又は第二項の協議に応じた場合においては、当該海岸管理者の長が都道府県知事であるときは主務大臣に、市町村長であるときは都道府県知事にその旨を報告しなければならない。

6 前五項の規定は、第一項の規定による承認又は第二項の規定による協議に係る築造に関する計画の変更について準用する。

(技術上の助言等)

第十二条 海岸管理者の長は、当該海岸管理者が海岸保全施設を築造しようとする場合又は前条の規定により承認若しくは協議を求められた場合においては、当該海岸管理者の長が都道府県知事であるときは主務大臣に、市町村長であるときは都道府県知事に技術上の助言を求めることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、海岸を保全するため必要があると認めるときは、海岸保全施設につき築造その他の維持管理をする者に対して、技術上の勧告をすることができる。

(築造の基準)

第十三条 海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、浸しよくその他の海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧、風圧並びに地震、漂流物等に因る振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2 主として農地を保全することを目的とする海岸保全区域内にある海岸保全施設は、前項の規定による外、排水、防潮等について農地の利用又は保全上必要な機能を有する構造のものでなければならない。

3 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、前二項の規定による外、左の各号に定めるところによらなければならない。

一 堤防及び護岸については

イ 高さは、異常高潮位、波高、砕波の状況等を考慮して定めること。

ロ 法^{のり}こう配及び堤防の天端^{てんぱん}幅は、使用材料の種類及び性質を考慮して定めること。

ハ 護岸には、状況により、波の洗掘力に耐えるように十分に根入をし、又は根固工若しくは波殺工を施すこと。

ニ 状況により、堤防の表法及び護岸には波返を設け、堤防及び護岸の天端には被覆工を施し且つ排水^{すいすい}こうを設け、堤防の裏法には法じり保護工、根留工及び水たたき工を施し、又は潮回工を施すこと。

ニ 胸壁については、前号に定めるところに準ずること。

三 突堤については、潮流、潮位、風速、風向、漂砂、波高等を考慮して定めること。

4 海岸保全施設には、近傍の土地の利用状況により、^ひ門、^ひ管、陸^{りく}こうその他排水又は通行のための設備を設けなければならない。

5 港湾又は漁港の区域内における海岸保全施設の形状、構造及び位置は、船舶の運航及び船舶に因る衝撃を考慮して定めなければならない。

6 政令で定める海岸保全施設の築造に当つては、構造計算によつてその構造が安全であることを確かめなければならない。

7 前六項に規定するものの外、海岸保全施設の形状、構造及び位置に関して必要な技術的基準並びに構造計算の方法については、政令で定めることができる。

(兼用工作物の工事の施行等)

第十四条 海岸管理者は、その維持管理に係る海岸保全施設が道路、道路の支壁、河川の堤防、水門、物揚場その他公共の用に供する工作物又は施設(以下これらを「他の工作物」と総称する。)の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の維持管理をする者との協議により、その者に当該海岸保全施設に関する工事を施行させ、又は当該海岸保全施設を維持させることができる。

2 前項の規定による工事又は維持に要する費用の負担については、当該海岸管理者と当該他の工作物の維持管理をする者とが協議して定めるものとする。

3 前二項の協議がととのわず、又は協議することができない場合においては、当事者は、そのいずれかが国、日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社又は都道府県知事若しくは都道府県(港湾法に規定する港務局で都道府県がその組織に加つているものを含む。)であるときは当該海岸保全施設についての主務大臣及び当該他の工作物についての主務大臣に、その他のときは都道府県知事(他の工作物についての主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。次項において同じ。)に裁定を求めることができる。

4 前項の規定による裁定をしようとするときは、主務大臣又は都道府県知事は、あらかじめ当該海岸管理者の長及び当該他の工作物の維持管理をする者(その者が団体であるときは、その代表者)について聴聞しなければならない。

(工事原因者の工事の施行等)

第十五条 海岸管理者は、その維持管理に係る海岸保全施設に関する工事以外の工事(以

下「他の工事」という。)又は海岸保全施設に関する工事の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)に因り必要を生じたその維持管理に係る海岸保全施設に関する工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができる。

2 前項に規定する海岸管理者の維持管理に係る海岸保全施設に関する工事に要する費用は、その工事の必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させるものとする。但し、海岸管理者は、その工事に因りその維持管理に係る海岸保全施設について利益を受けるときは、その受ける利益の限度において、その費用の一部を負担するものとする。

3 第一項の場合において、他の工事が河川に関する工事又は道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第二条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。)に関する工事であるときは、河川法第十一条第二項及び第三十二条第二項又は道路法第二十三条第一項及び第五十九条第一項第三項の規定にかかわらず、前二項の規定による。

(附帯工事の施行等)

第十六条 海岸管理者は、その維持管理に係る海岸保全施設に関する工事に因り必要を生じた他の工事又はその維持管理に係る海岸保全施設に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事をその海岸保全施設に関する工事とあわせて自ら施行することができる。

2 前項に規定する他の工事に要する費用は、その工事の必要を生じた限度において、当該海岸管理者が負担する。但し、その工事に因つて利益受ける者に、その受ける利益の限度において、その費用の一部を負担させることができる。

3 第一項の場合において、海岸保全施設に関する工事に因り必要を生じた他の工事が河川に関する工事、道路に関する工事又は砂防工事であるときは、前二項の規定にかかわらず、河川法第十一条第一項及び第三十二条第一項、道路法第二十二条第一項及び第五十八条第一項又は砂防法(明治三十年法律第二十九号)第八条及び第十六条の規定による。

(利害関係が他の地方公共団体の区域にわたる工事)

第十七条 海岸管理者の長は、当該海岸管理者が海岸保全施設の築造に関する工事を施行し、又は当該海岸管理者以外の者が施行しようとする工事に関し第十一条の規定により承認若しくは協議を求められた場合において、その工事に係る利害関係が他の地方公共団体の区域にわたるものであるときは、あらかじめその工事の施行の可否、方法及び時期につき当該他の地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、当該工事が当該海岸管理者の施行するものであるときは、その工事に要する費用の負担についても、協議することができる。

3 前二項の協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、都道府県知事(当事者のいずれかが都道府県知事であるときは、主務大臣。次項において同じ。)は、当事者の申出により、裁定をすることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により裁定をしようとするときは、あらかじめ当事者について聴聞しなければならない。

(受託工事)

第十八条 海岸管理者は、相当と認められるときは、海岸管理者以外の者の委託を受けて、その者の施行する海岸保全施設に関する工事を施行することができる。

第十九条 国又は都道府県は、海岸管理者の施行する海岸保全施設に関する工事(第十六条第一項の他の工事を含む。)が技術的に困難であるとき又はその工事に係る利害関係が二以上の地方公共団体の区域にわたるものであるときは、当該海岸管理者の委託を受けて、その工事を施行することができる。

(土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

第二十条 海岸管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、海岸保全施設に関する工事(第十六条第一項の他の工事及び第十八条の工事を含む。)の施行のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又はその土地を材料置場として一時使用することができる。

2 前項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地又は水面の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入ってはならない。

5 第一項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

6 第一項の規定により土地を材料置場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

7 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 海岸管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用に因り損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による補償金額は、海岸管理者と損失を受けた者との協議により決定する。

10 前項の規定による協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、海岸管理者又は損失を受けた者は、収用委員会に対し、土地収用法第九十四条の例により裁決を求めることができる。

11 第八条第四項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「増額」とあるのは「金額の増減」と、同条第五項中「海岸管理者」とあ

るのは「海岸管理者又は損失を受けた者」と読み替えるものとする。

(海岸管理者への移管)

第二十一条 海岸管理者は、海岸保全施設について、その所有者又はその維持管理をする者から、当該海岸管理者においてその維持管理をすべき旨の申出があつた場合において、その申出を相当と認めるときは、その海岸保全施設の維持管理をすることができる。

2 前項の場合において、当該海岸保全施設の維持管理に要する費用は、当該海岸管理者の負担とする。但し、その所有者又は維持管理をする者に、その受ける利益の限度において、その費用の一部を負担させることができる。

(補修等の命令及び損失補償)

第二十二条 海岸管理者の長は、海岸保全施設が左の各号の一に該当する場合において、第十三条又はこれに基く政令の規定に適合しないときは、その維持管理をする者に対し、補修、改築その他当該施設の維持管理につき必要な措置をすることを命ずることができる。

一 第十一条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に違反して築造されたとき。

二 第十一条第一項の承認につけた条件に違反して築造その他の維持管理がなされたとき。

三 詐偽その他の不正手段により第十一条第一項の承認を受けて築造されたとき。

2 海岸管理者の長は、海岸保全施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、第十三条又はこれに基く政令の規定に適合せず、且つ、海岸の保全上著しく支障があると認めるときは、その維持管理をする者に対し、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

3 第九条第三項の規定は、前二項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

4 海岸管理者は、第二項の規定による命令に因つて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 第八条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

6 前四項の規定は、第七条第二項に規定する者の維持管理に係る海岸保全施設については、適用しない。

7 海岸管理者の長は、前項に規定する海岸保全施設が第二項の規定に該当すると認めるときは、その旨を当該施設の維持管理をする機関の長に通知し、同項に規定する措置をすることを要請しなければならない。

(国有財産の無償貸付)

第二十三条 国有財産法第三条第三項に規定する普通財産である土地は、海岸管理者が海岸保全施設の築造の用に供するときは、同法第二十二条の規定にかかわらず、当該海岸管理者に無償で貸し付けることができる。

(補助)

第二十四条 国は、海岸保全施設に関する工事を施行する海岸管理者に対し、予算の範囲内において、その工事に要する費用の二分の一以内を補助することができる。第八条第一項、第九条第四項又は第二十二条第四項の規定による補償に要する費用についても、同様とする。

2 前項の規定による補助に関し必要な事項は、政令で定める。

(受益者負担)

第二十五条 海岸管理者は、その維持管理に係る海岸保全施設に関する工事に因り利益を受ける者に、その受ける利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の額の基準、徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、海岸管理者である地方公共団体の条例で定める。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十七条第三項及び第四項の規定は、前項の条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

第四章 雑則

(海岸保全区域の台帳)

第二十六条 海岸管理者の長は、当該海岸管理者の管理する海岸保全区域の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 海岸管理者の長は、前項の台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3 第一項の台帳の記載事項その他その調製、保管及び閲覧に関し必要な事項は、建設省令・農林省令で定める。

(報告の徴取、立入検査等)

第二十七条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、海岸管理者の長に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 海岸管理者の長は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、海岸保全施設の所有者若しくはその維持管理をする者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はあらかじめその占有者に通知して、部下の職員を他人の占有する土地若しくは水面に立ち入らせ、測量若しくは検査をさせることができる。

3 第八条第二項から第五項まで並びに第二十条第二項但書、第三項から第五項まで及び第八項の規定は、前項の規定による立入をする場合について準用する。

(訴願及び裁定)

第二十八条 左に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、都道府県である海岸管理者又は都道府県知事である海岸管理者の長のした処分に対しては主務大臣に、市町村である海岸管理者又は市町村長である海岸管理者の長のした処分に対しては都道府県知事に訴願を提起することができる。但し、次項の規定により土地

調整委員会の裁定を求めることができるときは、この限りでない。

- 一 第七条第一項の許可を与えないこと、許可に条件をつけたこと又は許可の申請を受理した日から三箇月を経過しても許可に関する処分をしないこと。
- 二 第七条第五項の規定により海岸管理者の徴収する占用料又は採取料の額の決定
- 三 第九条第一項又は第二項の規定による処分又は命令
- 四 第九条第六項の規定により海岸管理者が補償金の負担を命じたこと又はその負担額の決定
- 五 第十一条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の承認を与えないこと、承認に条件をつけたこと又は承認の申請を受理した日から三箇月を経過しても承認に関する処分をしないこと。
- 六 第十五条第一項の規定により工事を施行させたこと。
- 七 第十五条第二項本文、第十六条第二項但書、第二十一条第二項但書又は第二十五条第一項の規定により海岸管理者が課した負担金の額の決定
- 八 第十六条第一項の規定により海岸管理者が自ら工事を施行すること。
- 九 第二十二条第一項又は第二項の規定による命令
- 十 第二十九条の規定による処分

- 2 前項第一号又は第三号に掲げる処分に不服のある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、その処分につき土地調整委員会の裁定を求めることができる。

（強制徴収）

第二十九条 この法律又はこの法律に基く条例に基いて負担を命ぜられた占用料、採取料又は負担金（以下これらを「負担金等」と総称する。）を納付しない者があるときは、海岸管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

- 2 前項の場合においては、海岸管理者は、条例の定めるところにより、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で延滞金を徴収することができる。
- 3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、海岸管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位とする。
- 4 延滞金は、負担金等に先立つものとする。
- 5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効に因り消滅する。
（固定資産税の課税免除等）

第三十条 海岸保全区域内にある地方税法第三百四十一条第二号に規定する土地については、固定資産税の課税に関して同法第六条に規定する事由があるものとする。

（主務大臣）

第三十一条 この法律において主務大臣は、主として農地の保全を目的とする海岸保全区域については農林大臣とし、その他の海岸保全区域については建設大臣とする。

2 前項の規定により農林大臣が主務大臣となるべき海岸保全区域が埋立地保全区域に該当せず、且つ、当該区域内の主たる海岸保全施設の維持管理がこの法律施行の際現に都道府県によつてなされているときは、当該区域についての主務大臣は、同項の規定にかかわらず、建設大臣とする。

3 前項の規定において「埋立地保全区域」とは、公有水面埋立法により造成された農地（同法附則第二項の規定により同法による処分とみなされる処分に係るものを除く。）を主として保全することを目的とする海岸保全区域をいう。

4 この法律の施行に関して特別の必要があるときは、前三項の規定にかかわらず、建設大臣と農林大臣との協議により、別に主務大臣を定めることができる。

5 前項の規定により主務大臣を定めるについては、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

第五章 罰則

（罰則）

第三十二条 第七条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十三条 第十一条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第二十七条第二項の規定による立入、測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、この法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

1 この法律施行の期日は、公布の日から六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律施行の際現に工事施行中の海岸保全施設に相当する施設の所在箇所の一部又は一部を含む区域につき第四条第一項又は第五条第一項の規定による指定があり且つ当該施設が当該指定に係る区域内の主たる海岸保全施設である場合において、第三十一条の規定により当該区域についての主務大臣たるべき者がこの法律施行の際現に当該施設について主務大臣としての事務を行つている者とが異なるときは、昭和二十九年三月三

十一日（当該期日までに当該工事が完了するものにあつては、その完了の日）までは、同条の規定にかかわらず、現に当該施設について主務大臣としての事務を行つている者をもつて、当該指定に係る区域についての主務大臣とする。

- 3 前項の場合において、昭和二十九年三月三十一日までに当該工事が完了しないときは、第三十一条の規定により主務大臣たるべき者と現に主務大臣としての事務を行つている者との協議により、昭和三十一年三月三十一日までは、なお、同項と同様とすることができる。

- 4 河川法の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

海岸保全法（昭和二十七年法律第 号）二規定スル海岸保全区域ニ付キ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方行政庁カ河川ノ区域ノ認定又ハ変更ヲナサムトスルトキハ当該地方行政庁ハ当該海岸管理者ニ協議スヘシ

- 5 漁港法の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」の下に「又は海岸保全法（昭和二十七年法律第 号）第四条若しくは第五条の規定による海岸保全区域」を、「当該河川を管理する地方行政庁」の下に「又は当該海岸管理者」を加える。

- 6 港湾法の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」の下に「又は海岸保全法（昭和二十七年法律第 号）第四条若しくは第五条の規定による海岸保全区域」を、「当該河川を管理する地方行政庁」の下に「又は当該海岸管理者」を加える。

- 7 水産資源保護法の一部を次のように改正する。

第十五条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

- 8 農林大臣は、海岸保全法（昭和二十八年法律第 号）第四条又は第五条（海岸保全区域の指定）の規定による海岸保全区域について、第一項又は第四項の指定をしようとするときは、保護水面の区域について、当該海岸管理者に協議しなければならない。

- 8 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「海岸堤防（港湾内のもので港湾施設に係るものを除く。以下同じ。）に関する事務」を「海岸堤防（港湾内のもので港湾施設に係るもの及び農林省の所管に属する海岸保全区域内のものを除く。以下同じ。）に関する事務その他海岸保全に関する事務（海岸保全法（昭和二十八年法律第 号）により所管に属するものに限る。）」に改める。

- 9 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 海岸保全に関する事務（海岸保全法（昭和二十八年法律第 号）により所管に属するものに限る。）を管理すること。

第九条第一項に次の一号を加え、同条第二項中「及び第六号から第十号まで」を「、第六号から第十号まで及び第十四号」に改める。

十四 海岸保全に関する事務を行うこと。

10 土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十七号を第十八号とし、第十七号として次の一号を加える。

十七 海岸保全法（昭和二十八年法律第 号）第二十八条第二項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第二項中「又は農地法第八十五条第二項」を「、農地法第八十五条第二項又は海岸保全法第二十八条第二項」に改める。

理 由

高潮、強風、浸しよく、漂砂又は地盤の沈下に因る災害から海岸（政令で定める湖沼の沿岸を含む。）を防護して国土の保全を図るため、海岸保全区域の指定を行い、海岸保全に影響を及ぼす虞のある行為を制限し、海岸保全施設の設置に関し基準の設定等による規制を行い、また、海岸保全の責任を明らかにするとともに、海岸保全施設の設置等に関し助成の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。